

公益財団法人千葉県市町村振興協会広域消防航空特別応援
交付金交付要綱

平成24年 4月20日
要綱 第 2 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人千葉県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が千葉県内の市町村及び消防の事務を処理する一部事務組合（以下「市町村等」という。）に交付する広域消防航空特別応援交付金（以下「交付金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(交付金の目的)

第2条 この交付金は、地震、風水害、林野火災等の大規模災害等に際し、消防用航空機を保有する市町村等が、千葉県広域消防相互応援協定書（以下「協定書」という。）に基づき千葉県内の市町村の区域を越えて行う航空特別応援（以下「航空特別応援」という。）を迅速かつ円滑に行うことを促進し、もって被災市町村における人命の救助、被害の軽減に資することを目的とする。

(対象とする災害)

第3条 交付金の交付の対象となる災害は、千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要項（以下「航空特別応援実施要項」という。）第2条に規定する災害で、航空特別応援の措置がとられたものとする。

(交付の申請)

第4条 前条に規定する災害が発生した市町村等の長は、航空特別応援を受けた場合、理事長に対し、当該応援を行った市町村等（以下「応援市町村等」という。）に交付金の交付をするよう申請することができる。

(交付金の決定)

第5条 理事長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、申請内容が適当と認めたときは、申請のあった市町村等の長に交付金の交付決定をする。

2 交付金の額は、航空特別応援実施要項第13条第1項第1号の規定により要請側の市町村等が負担すべき費用とする。ただし、その額は、航空特別応援の規模、活動内容等に応じて、300万円を超えない範囲内において理事長が定める。

(交付金の交付)

第6条 理事長は、前条の交付金の交付決定をしたときは、応援市町村等の長に対し、交付金の交付通知をする。

2 理事長は、応援市町村等の長の請求に基づき、応援市町村等の長に交付金を交付する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。